八の四　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。） ［九～九の三　略］ ［号を削る。］	［号を加える。］
［九～九の三　同上］ 十　法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合 十の二・十の三　［同上］	
十の二・十の三　［略］ ［十一～二十六　略］ 二十七　金庫の事務所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。） 二十七の二　金庫の出張所の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の四に該当する場合を除く。） ［二十八～三十八　略］ ［2～5　略］ 6　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。 一　［略］ 二　第一項第六号、第八号の二、第八号の四又は第二十七号の二に該当するときの届出 ［三～五　略］ ［7～11　略］	［十一～二十六　同上］ 二十七　金庫の事務所の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。） ［二十八～三十八　同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ 二　第一項第六号、第八号の二又は第十号に該当するときの届出 ［三～五　同上］ ［7～11　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出事項） **第百十一条**　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～五の三　略］ ［号を削る。］	（届出事項） **第百十一条**　［同上］
［一～五の三　同上］ 六　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで（第十二号の二を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第二号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合 六の二～六の四　［同上］ 七　信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。） ［号を加える。］	
［六～六の三　略］ 七　信用協同組合等の事務所（出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。以下同じ。）を除く。）の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。） 七の二　信用協同組合等の出張所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十一号に該当する場合を除く。）	